

米国のガイドライン・事例における各論点に関連する記載

1 ガイドライン

(1) 競争者間協調ガイドライン (Antitrust Guidelines For Collaborations Among Competitors)

セクション 3 競争者間の合意を評価する分析枠組み

3.3 合理原則のもとでの合意の評価

3.36 協調行為の反競争的な利益の特定

3.36(a) 認識可能な効率性は検証可能であり、潜在的に競争力がなければならない

効率性に関する情報の多くは、協調行為の参加者が独自に所有しているため、効率性の検証と定量化は困難である。(カルテルの) 参加者は、各機関が主張されるそれぞれの効率性の可能性と大きさを合理的な手段で検証できるように、効率性の主張を実証しなければならない。つまり、それぞれがいつ、どのように達成されるか、そのためのコスト、それぞれが協調又はその参加者の競争能力とインセンティブをどのように高めるか、主張されている効率性を達成するためになぜ関連する合意が合理的に必要なのか (セクション 3.36 (b) 参照)。効率性の主張は、曖昧または推測的であるか、その他合理的な手段によって検証できない場合は考慮されない。

さらに、認識可能な効率性は潜在的に競争促進的でなければならない。競争自体が不合理であるという概念を前提としたものなど、主張されている効率性の中には、法律上不十分なものもある。同様に、反競争的なアウトプットやサービス削減から生じるコスト削減は、認識可能な効率性として扱われない。

3.37 全体的な競争効果

当該合意が認識可能な効率性の達成のために当然必要である場合、(DoJ 及び FTC) 両組織は関連する市場における競争への現在の又はこれからあり得る合意の全体的効果を決定するため、認識可能な効率性及び反競争の有害性の見通しと規模を評価する。必要条件の決定のため、両組織は認識可能な効率性が、例えば価格上昇を妨げるなどにより、関連する市場において消費者を害する合意の可能性を相殺するのに十分となり得るかどうかを考察する。⁵¹

注 51 ほとんどの場合、両組織の実施決定は短期間での当該合意の全体的影響の分析に依存している。両組織は、関連市場における価格への短期的・直接的影響のない認識可能な効率性についても考慮する。

効率性によって遅れてから生じる利益 (効率性の結果として生じる消費者利益の達成又は実現の遅れに起因する) は、あまり実際の値に近くなく、予測もより困難であることから、さほど重要とは見なされない。

(2) 企業結合ガイドライン (Merger Guidelines)

3. 合併により競争が実質的に減少するおそれがないことを示す反証

3.3 競争促進的効率性

最高裁判所は、「(合併による)可能な経済を違法性の抗弁として用いることはできない。」と判示している。競争は通常、企業の内部での効率化を促進し、企業もまた、合併の完全な反競争的影響を受けることなく補完的資産を結合するために、合併前の契約を利用して協力することも多い。

合併当事者は、競争が減少する可能性があることを示す他の証拠があるにもかかわらず、合併によって競争が実質的に減少することが実際にはないことを競争促進的な効率性の証拠が示しているという反論を提起することがある。この主張は、そもそも合併によって関連市場における競争が実質的に減少することはないと主張するものである。この主張を評価する際、当局は曖昧で推測に基づく主張を信用することはなく、また関連市場における競争の減少を妨げないような関連市場外の利益も認めない。むしろ、当局は、合併当事者によって提出された証拠が以下の各事項を示しているかどうかを審査する。

合併の特異性

合併は、検討中の合併なしには達成できない実質的な競争上の利益を生み出すものである。この判断を行う際には、主張された利益を達成するための代替的な方法が検討される。代替的な取り決めには、合併企業のうちの1つの企業の有機的成長、合併企業間の契約、他者との合併、または競争促進効果をもたらす資産のみを含む部分的な合併が含まれる。

検証可能性

これらの便益は、合併当事者またはその代理人の主観的な予測に依存しない信頼できる方法論と証拠を用いて検証可能であり、検証されている。競争促進的な効率性は、多くの場合、推測に基づくものであり、検証や定量化が困難であり、合併企業が予測した効率性が実現されないことが多い。効率性を検証するための信頼できる方法論が存在しない場合、または合併当事者によって提示されない場合、当局はそれらの効率性を信用することができない。

競争減退の防止

効率性が単に合併企業のみに利益をもたらす程度であれば、当該合併は認められない。合併当事者は、短期間のうちに、合併の利益が関連市場における競争の実質的な減少のリスクを防ぐことを、信用できる証拠によって証明しなければならない。

反競争的ではないこと

合併当事者が主張する便益は、それが合併企業の取引先にとって反競争的な条件悪化につながらない場合にのみ認められる。

これらの基準のそれぞれを満たす競争促進的な効率性は、認識可能な効率性と呼ばれ

る。合併が競争を実質的に減少させる可能性があるという証拠に反論するためには、認識可能な効率性では、関連市場において合併によって競争が実質的に減少するおそれがないような性質、規模、可能性を有していなければならない。独占の発生を妨げない認識可能な効率性は、独占を生み出す可能性のある合併を正当化することはできない。

4. 分析・経済学・証拠に関するツール

4.3. 市場画定

4.3.D. ある特定の状況における市場画定

4.3.D.7. イノベーションに害がある場合の市場画定

イノベーションにおける競争への害を考慮する際、市場画定は競争の他の側面を分析する時に使われるアプローチと同様のものに従うことができる。合併が技術革新のイノベーションインセンティブを減少させることにより競争を実質的に弱める可能性がある場合、当局はたとえそのような製品がまだ存在していなくても、技術革新が成功した場合にその技術革新から生じるであろう製品を中心に、関連する反トラスト市場を画定することができる。場合によっては、当局は、イノベーションを検討する際に、競争の他の側面を検討する場合とは異なる関連市場を分析することができる。

(3) 知的財産ガイドライン (Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property)

3. 独占禁止法上の懸念と分析方法

3.2 ライセンス契約の影響を受ける市場

3.2.3 研究開発市場

研究開発市場は、商業化可能な製品の特定に関連する研究開発、または特定の新規または改良された商品やプロセスに向けられた研究開発を構成する資産と、その研究開発の密接な代替物で構成される。研究開発が特定の新規または改良された商品やプロセスに向けられている場合、近い代替品には、研究開発の努力、技術、そして、例えば研究開発のペースを低下させる仮想的な独占者の能力とインセンティブを制限することによって、関連する研究開発に関して市場支配力の行使を著しく制約する商品を含む。機関は、関連する研究開発に従事する能力が特定の企業の専門的な資産または特性と関連することができる場合にのみ、研究開発市場を描写する。

4.2 効率性と正当化

4.1 項に記載された市場要因の評価により、ライセンス契約の制限が反競争的效果をもたらす可能性が低いと機関が結論付けた場合、当局はその制限に異議を申し立てることはない。当局は、当該制限が反競争的效果を有する、又は有する可能性が高いと結論付けた場合には、当該制限が競争促進効率性を達成するために合理的に必要なか否

かを検討する。

2 事例

○ Illumina/Grail 企業結合事例（2020 年 9 月 9 日連邦取引委員会行政法裁判官仮決定）

【事案概要】

遺伝子・ゲノム解析用次世代シーケンシングシステムの唯一のサプライヤーである Illumina と、同システムを用いたがん検出検査の開発企業である Grail の垂直型企業結合事案。

【FTC 行政法裁判官による仮決定抜粋】（AT&T 事件の引用）

B. 適用法基準

1. 一般的な合併

政府はまず、(1)関連する製品と地理的市場を特定し、(2)提案されている合併がその市場で「競争を大幅に減少させる」可能性があることを示すことによって、一応の根拠を確立する必要がある。…政府が一応の負担を充足する場合、政府は、その後、被告側に「提訴が将来の競争に対する関連取引の起こり得る影響を不正確に予測していることを示す十分な証拠」を提出する責任が移る。…被告が原告に一応の反駁をするのに十分な証拠を提出した場合、「反競争効果の追加証拠を提出する責任は政府に移り、常に政府に残る最終的な説得の責任と融合する」ことになる。